

UNIVAS 相談窓口利用案内

本利用案内は、UNIVAS 相談窓口の概要をご説明するものです。

本窓口の利用方法等の詳細は、「UNIVAS 相談窓口運用規程」に従いますので、ご利用される際は、同規程を必ずご確認ください。

1. 「UNIVAS 相談窓口」の概要

本窓口は、大学生の皆さんが大学スポーツに健全に取り組むことができる環境を整備するために UNIVAS が設置した相談窓口です。本窓口は、自ら相談対応を行う他、相談内容によっては、他の団体等が設置する相談窓口等のご紹介や各種専門機関への協力要請等を行うことにより、皆さんが抱える問題の解決を図ることに努めます。

※大学スポーツとは、大学の部活、大学の教育、研究又は社会貢献の一環として行われる学生の競技スポーツ若しくはこれに類するものとして UNIVAS の理事会で決定したスポーツをいいます。

2. 本窓口の利用者

本窓口に相談をすることができる方（以下「利用者」といいます。）は、選手や、マネージャー、コーチ等の学生スタッフとして、UNIVAS に加盟する大学（URL：<https://www.univas.jp/about/#university>）又は競技団体（URL：<https://www.univas.jp/about/#organization>）（以下「加盟団体」といいます。）に所属し、大学スポーツに取り組む学生又は大学卒業若しくは所属後3年を経過しない皆さん、その親族、指導者及びチームスタッフです。

3. 相談の対象

(1) 対象行為の主体

大学スポーツ関係者（UNIVAS 加盟団体に所属して、大学スポーツに関与する者）

例：監督、コーチ、顧問等の指導者、サポートスタッフ、選手

(2) 対象行為の内容

- a. 暴力、暴言、脅迫及び威圧等、競技の範囲を超えて学生に身体的又は精神的苦痛を与える行為

例：競技中や練習において必要以上に強度な攻撃や負荷を加える、大きな音を出して必要以上に恐怖感を与える、侮辱的な言葉や暴言を吐いたり、無視や仲間外れにしたりして精神的苦痛を与えるなど（いわゆるパワハラ行為）。

- b. 学生に不快感を与える性的な言動

例：選考を条件に性的関係を求める、競技や指導とは関係ない場面で身体に触れる、不必要に身体的特徴に触れた発言を行うなど（いわゆるセクハラ行為）。

- c. 差別、義務のない行為の強要、試合の不正操作、ドーピング等、大学スポーツにおける正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為

例：長時間にわたって正座や直立等競技に関係のない行為を継続させる、わざと負けるなど八百長を行う、ドリンクにドーピング違反物質を混入させる、嫌がらせを行うなど

- d. その他、大学スポーツに関連して行われる違法行為、加盟団体規則違反行為又はそれらに準じる社会規範に照らして不適切な行為

(3) 本窓口が対応できないもの

- a. 裁判その他の国家機関又はスポーツ仲裁裁判所若しくは日本スポーツ仲裁機構による紛争解決手続に係属している又はこれらによる判断が確定したもの
- b. 競技においてなされる審判及び競技団体の判定に関する事項
- c. 大学スポーツに関係しない法令違反等行為、私怨、誹謗中傷、不平不満等
- d. 怪我や疾病の診断若しくは治療、医薬品やサプリメント等の成分に係る事項等、医学的又は薬学的な見地に係る事項
- e. 大学スポーツ関係者の家庭に係る事項
- f. 前項に該当しない事項
- g. その他、大学スポーツに関係しない事項

4. 相談窓口の利用方法等

- (1) 本窓口への相談をご希望される方は、次の方法でご連絡ください。
問い合わせフォームへの入力（[URL]）
- (2) 迅速かつ十分な相談となるように、原則として、あなたの氏名、所属、連絡先を教えてください（匿名での相談も可能ですが、十分な事実確認が行えず、迅速かつ十分な相談対応が困難となる場合があります）。
- (3) 相談内容をできる限り具体的に記載し、相談内容に関する証拠を示していただけると、スムーズに対応することができますので、ご協力をお願いします。
- (4) 本窓口への相談への対応は、UNIVAS が委託する弁護士（以下「担当者」といいます。）が担当します。
- (5) UNIVAS は、あなたの個人情報や相談に関する情報について、秘密を守り、あなたが本窓口を利用したことによって不当な取扱いを受けないよう適切な措置を講じます。
- (6) 本窓口の利用料は無料です。ただし、本窓口の利用にあたって生じる通信費や面会等にあたって生じる交通費等の実費はご自身でご負担ください。

5. 相談開始後の流れ

- (1) 担当者は、適宜 UNIVAS と情報を共有しつつ、事実確認を進めます。事実確認のためには、必要な資料や証拠を提出していただいたり、詳細に事実関係を教えていただいたりする必要がありますので、ご協力をお願いします。なお、事実確認にあたり、担当者との電話又は面会が必要になる場合もありますので、ご協力をお願いします。
- (2) UNIVAS は、事実確認の結果に応じて、加盟団体に対して、通知、情報提供、調査要請、

対応状況の報告の要請など、必要な対応を行うことができます。また、利用者や関係者の秘密保持に配慮のうえ、事案の概要などを公表することがあります。

- (3) 窓口担当者は、UNIVAS として相談対応や事実確認を行うことが相当でないと判断した場合、利用者に理由を通知して、相談対応及び事実確認を終了します。

以上